

農業委員会だより



第 26 号

平成23年6月1日

田原市農業委員会

☎23局3519 / FAX22局3817

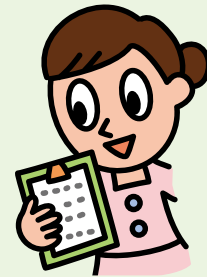
<http://www.city.tahara.aichi.jp/section/noui/>

経費節減と地域配布文書の合理化のため、
今回から「広報たはら」に掲載します。

◆農業委員会委員選挙人名簿登載者数

投票区名	男	女	計	世帯数
東部	143	123	266	116
童浦	137	114	251	114
童浦第2	95	87	182	81
大久保	137	117	254	96
中部	132	111	243	122
神戸	272	248	520	187
大草	71	64	135	50
野田	201	158	359	144
野田第2	100	103	203	81
六連	148	137	285	96
高松	199	176	375	123
赤羽根	234	212	446	166
若戸	272	246	518	186
泉	218	194	412	142
伊川津	113	109	222	85
清田	198	166	364	141
福江	242	207	449	154
中山	300	274	574	184
小中山	215	204	419	147
亀山	176	166	342	114
伊良湖	103	100	203	68
堀切	257	236	493	175
和地	183	174	357	120
計	4,146	3,726	7,872	2,892

田原市選挙管理委員会では、平成23年1月1日現在で農家の皆さんから提出された「農業委員会委員選挙人名簿登載申請書」の縦覧を行い、投票区ごとの農業委員会委員選挙人名簿登載者数を、3月31日に確定しました。
(左表参照)



平成23年度
農業委員会委員選挙人名簿
確定のお知らせ

農地は、一度遊休地になってしまふと、再び利用するために相当な労力や経費を必要とします。また、病害虫が発生したり、環境へも悪影響を及ぼしたりして、周囲に迷惑をかけることとなります。
農業委員会では、田植え前の4月、病害虫発生前の7月、雑草の種が飛散する10月を「耕起月間」と定め、啓発活動を行っています。自分の農地は自分で責任を持って、適正な管理をしましょう。

7月は「耕起月間」です
耕作放棄地の解消・予防に
ご協力をお願いします

農地は、地目が「農地」であれば耕作されていなくても農地としてみなされ、地目が農地でなくても耕作されていれば農地とみなされます。次のような場合には、事前に許可が必要となりますので、農業委員会へご相談ください。
【農地法第4条許可】
自分名義の農地を、自分で宅地や駐車場・資材置場などにするとき
【農地法第5条許可】
自分名義以外の農地を買ったり借りたりして、宅地や駐車場・資材置場などにするとき

無断転用は法律違反です！
農地の転用には
農地法の許可が必要です

